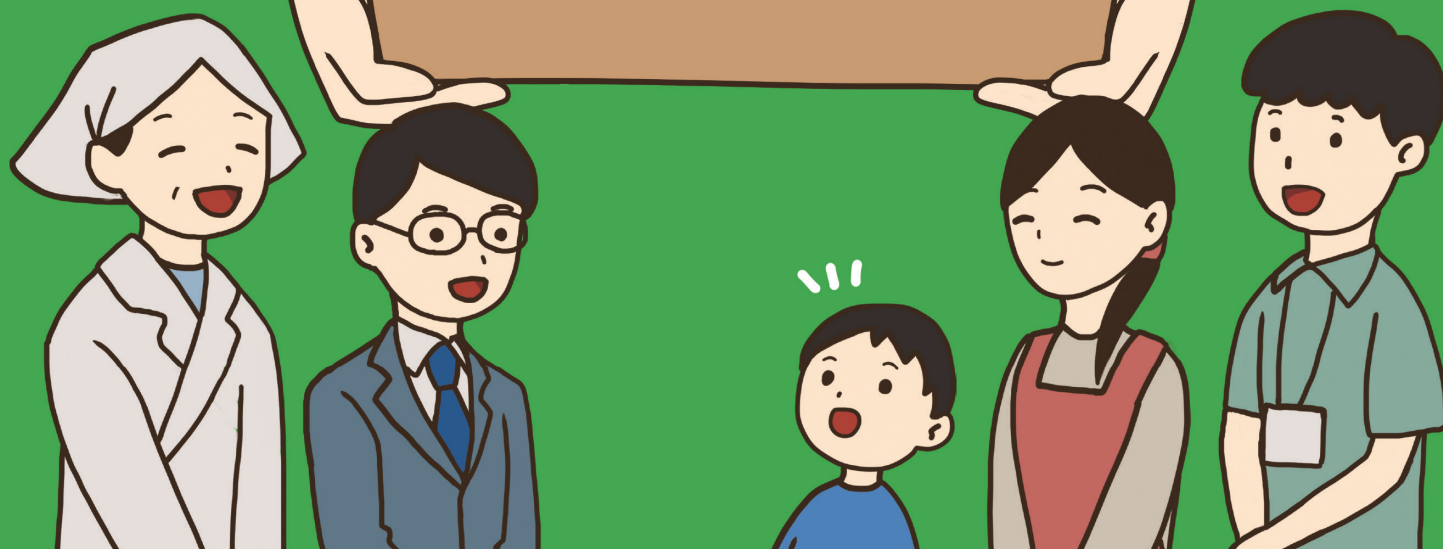


食品を提供する方・受け取る方・フードバンク活動を行う方へ

もったいないをだれかの笑顔に

FOOD BANK GUIDELINE

フードバンクガイドライン



FOOD BANK GUIDELINE

はじめに

日本は食料の多くを輸入している一方、年間約600万トン以上もの食品ロスを発生させています。

食品の製造・流通・販売の過程において、何らかの理由で消費者に提供できなくなった食品は、廃棄物として費用をかけて処理されています。

しかしながら、処理される食品の中には、食品衛生上の問題はなく、包装の印字のズレや外箱の変形、賞味期限が迫っているなどの、通常の販売が困難といった理由によるものも含まれていることから、“もったいない”だけでなく、環境保全の観点からも問題とされています。

“フードバンク活動”は、これらのまだ食べられるのに処理されてしまう食品を、食品関連事業者等から社会貢献活動の一環として提供を受け、受取先である福祉団体などを通じ、食品を必要としている方へ譲渡する活動です。

フードバンク活動を通じて、食品関連事業者等のみなさまにご提供いただいた食品が、受取先にしっかり届き、笑顔の「輪」が広がるように、本ガイドラインを広くご活用いただければ幸いです。

本ガイドラインについて

本ガイドラインでは、安全で透明性のある信頼性の高いフードバンク活動が進められるよう、農林水産省の「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」をわかりやすくとりまとめるとともに、府内の活動団体の取組やその他参考となる情報について記載しています。

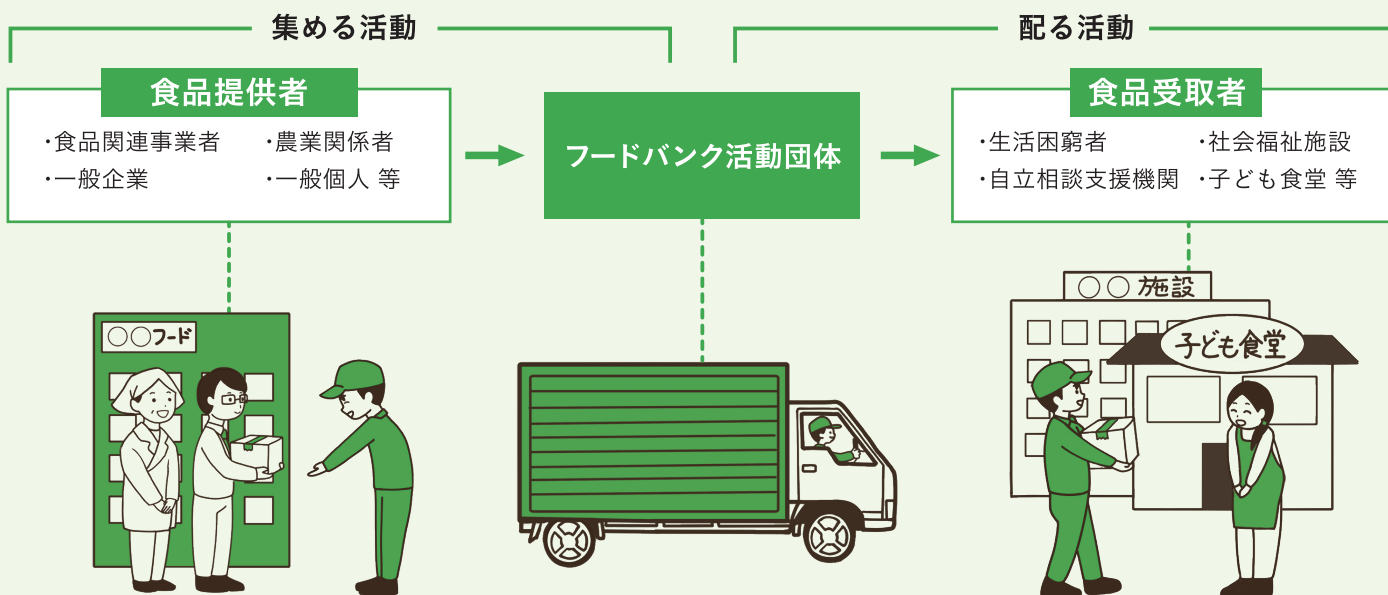
※農林水産省が提供している手引きが下記よりダウンロードいただけます。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-9.pdf



フードバンク活動関係図

フードバンク活動は、包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を企業等から提供してもらい、食品を必要とする施設や団体、個人へ無償で配付する活動です。食品が提供されてから、必要としている方に届くまでには「集める活動」と「配る活動」に分かれます。



食品の提供又は譲渡における原則

- 1 食品提供者及びフードバンク活動団体は、最終的に食品を受け取る団体及び個人（以下「受取先」という。）の要望を踏まえ、食品の提供又は譲渡を行う。
- 2 消費期限又は賞味期限を過ぎた場合や、汚損、破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は受取先に譲渡しない。





食品提供までの流れ

1 提供食品の情報の把握

提供する食品の発生状況（種類や量など）を確認し、提供回数などを把握しておきましょう。

消費期限又は賞味期限が過ぎた商品や、汚損または破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は譲渡してはいけません。また、アレルギー表示についても事前に確認しましょう。

2 契約書又は合意書の作成・保有

譲渡先のフードバンク活動団体が決まれば、右記の合意書（例）を参考に、責任の所在等を明記した合意書を取り交わし、お互いに保管しましょう。

フードバンク活動団体における事業報告書等の備付け及び閲覧

フードバンク活動団体は、定款、役員名簿、事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）の写しを事務所に備えておくこととし、食品提供者から、これらの閲覧の申出があった場合には、これに応じられるようにしましょう。

3 情報の記録及び伝達

- 1 提供食品について、右表1アからシまでの事項に関する記録を作成し、これを保存しましょう。写真による記録も可能です。

なお、記録保存期間は、原則1年以上とし、消費期限又は賞味期限に応じて合理的な期間を設定しましょう。

また、記録表は農林水産省が提供する手引き「記載例4」を参考に作成し、管理しましょう。

- 2 提供食品の出荷時には、送り状又は納品書などにより提供食品の情報を当該フードバンク活動団体へ適切に伝えましょう。

なお、印字のズレ等、通常の販売が困難な食品を提供する場合には、訂正後の情報を当該フードバンク活動団体が認識できるよう適切に伝えましょう。

- 3 提供後に食品の安全性に疑義が生じた場合、速やかにその旨を当該フードバンク活動団体に伝えましょう。

食品提供者とフードバンク活動団体との契約書又は合意書（例）

食品の提供・譲渡に関する合意書 （食品提供者・フードバンク活動団体）

- 1 食品の提供
- 2 提供食品の品質確保
- 3 フードバンク活動団体における提供食品の品質管理
- 4 フードバンク活動団体における転売等の禁止
- 5 フードバンク活動団体における提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告
- 6 責任の所在
- 7 提供食品に係る事故発生時における対応
- 8 提供食品の受取先の範囲
- 9 合意書の有効期間

年 月 日

(甲) 住 所
名 称
代表者名

(乙) 住 所
名 称
代表者名

※詳細は農林水産省が提供している手引きの「記載例1」をご参照ください。

表1

ア 名称
イ 数量
ウ 保存の方法
エ 消費期限又は賞味期限
オ アレルギー
カ 安全性に重要な影響を及ぼす事項
キ 出荷年月日
ク 食品の提供先（フードバンク活動団体）の名称
ケ 配送場所
コ 外寸
サ 重量
シ 受渡し時の品温



配る活動：フードバンク活動団体 → 食品を必要としている方へ

食品受取までの流れ

1 受取先の要望の把握

フードバンク活動団体は、受取先から食品の譲渡に係る要望があった場合に、取扱食品の種類や量等を考慮し、譲渡する食品の種類や量、配送方法や納期を検討しましょう。

2 食品の譲渡に当たっての遵守事項等の確認・合意

フードバンク活動団体は、受取先への食品の譲渡に当たり、下記の遵守すべき事項等を事前に説明（施設及び団体等を通じた説明を含む。）しましょう。

なお、施設及び団体等を通じて食品の譲渡を行う場合には、右記の合意書（例）を参考に、当該団体との間で作成し、お互いに保管しましょう。

△ 遵守すべき事項

- ・保存の方法、消費期限や賞味期限、アレルギー等に関する事項
- ・受取先内での消費の原則及び消費の記録に関する事項
- ・フードバンク活動の理解に関する事項
- ・転売の禁止又は制限に関する事項
- ・提供食品の品質に関わる責任の所在に関する事項
- ・食品に係る事故発生時における対応に関する事項
- ・受取先における提供食品の情報の取扱いに関する事項

フードバンク活動団体と受取先との
契約書又は合意書（例）食品の譲渡に関する合意書
（フードバンク活動団体・食品の受取先団体）

- 1 食品の譲渡
- 2 提供食品の品質確保
- 3 受取先における提供食品の保存の方法及び消費期限又は賞味期限の厳守
- 4 受取先における提供食品の転売等の禁止
- 5 受取先における提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告
- 6 責任の所在
- 7 提供食品に係る事故発生時における対応
- 8 受取先における提供食品の情報の取扱い
- 9 合意書の有効期間

年 月 日

(甲) 住 所
名 称
代表者名 ㊞

(乙) 住 所
名 称
代表者名 ㊞

※詳細は農林水産省が提供している手引きの「記載例2」をご参照ください。

3 情報の記録及び伝達

フードバンク活動団体は提供食品の取扱いについて、表2に準じた事項に関する記録を作成し、これを保存しましょう。写真による記録も可能です。

なお、保存期間は、原則1年以上とし、消費期限又は賞味期限に応じて合理的な期間を設定しましょう。

※詳細はp.5をご参照ください。

表2

ア 名称	コ 受取先の氏名又は名称
イ 数量	サ 受取場所
ウ 保存の方法	シ 譲渡場所
エ 消費期限又は賞味期限	ス 廃棄又は亡失をした場合は、その名称、数量、年月日、廃棄又は亡失の理由
オ アレルギー	
カ 安全性に重要な影響を及ぼす事項	セ 外寸
キ 入荷年月日	ソ 重量
ク 出荷年月日	タ 受取時の品温
ケ 食品提供者の氏名又は名称	

コラム1 子ども食堂の現状

近年、地域住民等による民間発の取組として無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する子ども食堂等が広まっており、家庭における共食が難しい子どもたちに対し、共食の機会を提供する取組が増えています。子ども食堂の活動は様々ですが、親子で参加する場合も含め、子どもにとっての貴重な共食の機会の確保や地域コミュニティの中での子どもの居場所を提供するなどの積極的な意義が認められます。

⚠ 書類・情報管理

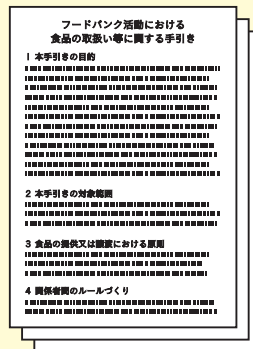
マニュアル及び記録表の作成、保存

フードバンク活動における食品の品質確保等のため、フードバンク活動の実情（施設規模、食品の種類、活動範囲・頻度等）に応じて、農林水産省が提供している手引きの「表1～13」を参考に、作業に従事する者や管理者向けの手順書及び記録表等を作成し、適正な衛生管理を行いましょう。

また、記録表等も農林水産省が提供する手引き「記載例3」を参考に作成し、管理・保存しまししょう。また、保存期間は、原則1年以上とし、責任者は当該情報の記録、伝達及び保存の状況について、定期的に確認を行いましょう。

食品衛生については、開設時など適時所在地を所管する保健所に相談しまししょう。

「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」を参考



情報の記録及び伝達

1 提供食品の取扱いについて、右表2に掲げる事項に関する記録を作成し、これを保存しまししょう。なお、アからタまでの事項については、写真での記録も可能です。

保存期間は、原則1年以上とし、消費期限又は賞味期限に応じて合理的な期間を設定しまししょう。さらに、責任者は当該情報の記録、伝達及び保存の状況について、定期的に確認を行いましょう。

また、記録表等においては農林水産省が提供する手引き「記載例5～7」(*)を参考に作成し、管理しまししょう。

表2

ア 名称	コ 受取先の氏名又は名称
イ 数量	サ 受取場所
ウ 保存の方法	シ 譲渡場所
エ 消費期限又は賞味期限	ス 廃棄又は亡失をした場合は、その名称、数量、年月日、廃棄又は亡失の理由
オ アレルゲン	セ 外寸
カ 安全性に重要な影響を及ぼす事項	ソ 重量
キ 入荷年月日	タ 受取時の品温
ク 出荷年月日	
ケ 食品提供者の氏名又は名称	

※農林水産省が提供している手引きに「記載例」があります。

記載例は下記よりダウンロードいただけます。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-9.pdf

2 配送時には、送り状又は納品書などにより提供食品の情報を受取先に適切に伝え、必要に応じて提供食品の消費上の注意事項を伝えまししょう。

なお、印字のズレ等、通常の販売が困難な食品が提供された場合には、当該受取先が認識できるよう訂正後の情報の添付等を適切に行いましょう。

3 譲渡後に食品の安全性に疑義が生じた場合又はその旨の連絡を食品提供者から受けた場合には、速やかにその内容を受取先に伝えまししょう。

4 食品提供者の求めに応じて、提供食品の譲渡の結果を報告しまししょう。



⚠ 衛生管理

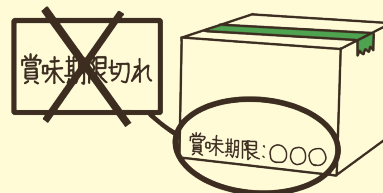
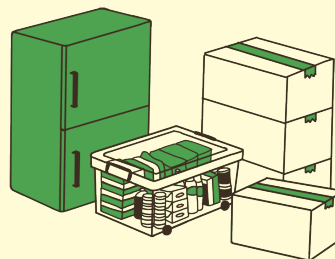
受取及び配送時の注意

- ☑ 食品に応じて、保冷車（普通車両での冷蔵品の配送時における業務用保冷箱及び保冷剤を使用する場合を含む。）を保有し、配送時を含めて適切な温度管理を行いましょう。
- ☑ 受取時、配送時における検品
提供食品と受取食品の名称、数量の照合をしましょう。
また、保存の方法、消費期限や賞味期限、アレルギー、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等が無いことを確認しましょう。

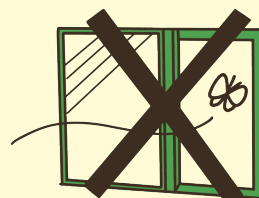


提供食品の品質、衛生管理

- ☑ 食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置・保有し、食品を取り扱います。食品に応じて、冷蔵庫等も設置しましょう。
- ☑ 食品は床に直置きせず、食品衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管しましょう。
- ☑ 保管中の食品が消費期限又は賞味期限を過ぎた場合や、汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、受取先に対して譲渡してはいけません。
- ☑ 食品の取扱いに従事する者は、食品衛生に関する研修・講習等を定期的に受講し、食品衛生に関する必要な知見の習得に努めましょう。
- ☑ 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持しましょう。
- ☑ 施設内の採光、照明及び換気を十分行いましょう。
- ☑ トイレは常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行いましょう。
- ☑ 窓及び出入り口は、開放してはいけません。やむを得ず、開放する場合にあっては、じん埃、ねずみ類、害虫等の侵入を防止する措置を取り、ねずみ類、害虫等の定期的な駆除作業を実施しましょう。
- ☑ 施設内では動物を飼育してはいけません。



開放厳禁



フードバンク活動を地域に根ざしたものとするために

「フードバンク活動」をスムーズで長続きさせるためには、事業者等の食品提供者、フードバンク活動団体、食品の受取先が、「もったいない」を誰かの笑顔に役立てたい」という共通の思いをもって取り組むことが必要です。

また、地域に根付いた団体がかかわることで、マッチングがうまくいき、その地域に合った「フードバンク活動」が実施される例も見られはじめるなど、活動の広がりも見えてきています。

ルールを守り、思いやりの心を大切に、地域に合った「フードバンク活動」を進めましょう。



大阪府内の取組事例

フードバンク活動

■活動例（ふーどばんく OSAKA）

- ・団体の設立年：2013年4月
- ・食品取扱量（2018年）：143トン
- ・取組例：社会福祉施設等への食品提供活動のみならず、府内市町村や事業者、相談支援機関等と連携し、「食」を必要としている個人やご家庭への食品提供、市民団体との共催による「フードドライブ」や直接個人に食品を配送する「お福わけ食デリバリー」等の活動を行っています。

フードドライブ活動

■フードドライブ活動とは

家に眠っている未開封で賞味期限前の食品を提供してもらい、フードバンク活動団体などを通じて、必要とする方へ寄付する活動です。

■フードドライブを実施している

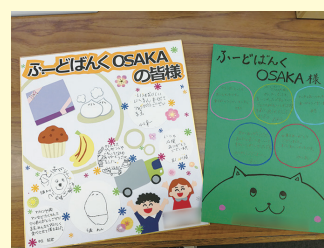
おおさか食品ロス削減パートナーシップ事業者（令和2年8月末時点）

- 株式会社ダイエー
- 生活協同組合コープこうべ
- 大阪いずみ市民生活協同組合
- 生活協同組合おおさかパルコープ

各事業者のフードドライブ活動の実施箇所については、下記URLをご参照ください。

「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」では、食品ロス削減に積極的に取り組むとともに、消費者に対して効果的な啓発を実施する事業者をパートナーシップ事業者として決定し、連携した取組を実施しています。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/foodloss/partnership.html>



▲寄付先の子ども食堂のお子さんからの色紙



▲フードドライブの様子



府民のみなさまも、フードバンク・フードドライブ活動に、ボランティアや食品の提供などのご支援いただくことで、社会全体の食品ロス削減の取組ができるとともに、福祉団体や食品を必要とされる方々のための社会貢献にも繋がります。

コラム2 消費期限と賞味期限

食品には、安全においしく食べられる期間があり、袋や容器に「消費期限」か「賞味期限」のどちらかが表示されています。その違いを知って、健康を守るとともに、食べ物を無駄にしないように努めましょう。

消費期限

定められた方法で保存した場合、安全に食べられる期限のことです。食肉や弁当、惣菜、生菓子、サンドイッチなど、あまり日持ちがせず、傷みやすい食品に付けられています。

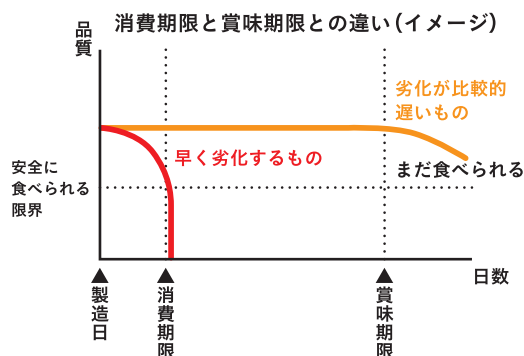
これらの商品は品質の劣化が早いことから、この期限を過ぎると衛生上の問題が生ずる可能性があります。

賞味期限

定められた方法で保存した場合、おいしく食べることができる期限のことです。レトルト食品や即席麺、冷凍食品、スナック菓子、缶詰など、比較の日持ちのする食品に付けられています。

この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではないので、食べられるかどうかは、においや見た目など、五感で個別に判断しましょう。

いずれにしても2つの期限表示は開封前の期限なので、開封後の商品は期限に関わらず、早めに食べるようにしましょう。



コラム3 廃棄物処理について

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品は、フードバンク活動等により有効活用されない場合、廃棄物として処理する必要があります。

このような食品廃棄物は、食品製造業等の特定の業種から出る場合は産業廃棄物、それ以外の場合は一般廃棄物となり、それぞれ処理の方法が異なります。

廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可等を有する事業者へ委託することが必要です。適正な処理がなされていないと、排出者にも厳しい罰則が科せられる場合がありますので、適正な廃棄物処理にご留意ください。

関連リンク

農林水産省HPに、フードバンク活動に関する施策のほか、全国のフードバンク団体の一覧等が掲載されています。

① https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html

農林水産省「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」

② https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-9.pdf

大阪府保健所所在地一覧

③ <http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/hokensyo/syozaichi.html>

大阪府内市町村社会福祉協議会

④ https://www.osakafusyakyō.or.jp/link/link_sigai.html

大阪府内の子ども食堂一覧

⑤ <http://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/kodomo-map/index.html>



①



②



③



④



⑤